

7~8月夕食メニューのご紹介

溪流青菜膳 (3,150円)



前菜7種、刺身5種、茶碗蒸、飯田産鮎塩焼き、米茄子三色味噌焼き、蕎麦、海老と夏野菜の天婦羅、デザート5種など11品

山涼香膳 (1,680円)

前菜3種、刺身5種、茶碗蒸、飯田産鮎塩焼き、米茄子三色味噌焼き、蕎麦、海老と夏野菜の天婦羅、デザート3種など11品

※時期により内容を変更する場合があります。

※アレルギーなどにより食事に制限のある人は、事前に休暇村へご相談ください。

休暇村周辺 秋の観光案内

①りんご狩り(9月~11月下旬)

早出し産地としてつがる・ふじを中心品種とし、賑わいます。



②栗拾い(9月上旬~10月中旬)

森早生・丹沢・銀寄・筑波・利平など5種類700本の栗の木がお出迎え。甘くおいしい栗です。

③下條歌舞伎(11月23日(金))

村の伝統芸能として300年近い歴史を持ち、無形民俗文化財に指定されています。



- 問 ①天龍峡りんご狩り組合 (☎0265-27-3322)
②③下條村観光協会 (☎0260-27-2311)

予約は利用日の
3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時~17時・通話料無料)

HP

知っ得! ねんきん豆知識

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない人に、電話・書面・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

問 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所(☎21-2110)



国民年金保険料の免除制度はどんな制度?

国民年金保険料の納付が経済的理由などで困難な場合、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

30年度分(7月から31年6月まで)の免除などの受付は7月1日から開始しています。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

国民年金保険料を納めるのが難しい人に知ってほしい 4つの制度

1 申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得の審査により、保険料の全額または一部が免除されます。

2 納付猶予制度 (50歳未満の第1号被保険者)

本人および配偶者の所得の審査により、保険料が猶予されます。

3 学生納付特例制度 (30年4月1日から受付開始)

本人の所得の審査により保険料が猶予されます。

4 法定免除制度

障害年金の1・2級受給者、生活保護受給者などは、保険料が免除されます。

保険料の免除などの承認を受けた人は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。